

新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第6回 議事要旨

1 日 時 平成19年5月11日(金) 10:00~12:00

2 場 所 総務省地下2階1・2・3会議室

3 出席者

- ・ 構成員(五十音順、敬称略)
依田高典、佐藤治正、林秀弥、舟田正之、松村敏弘
- ・ オブザーバー(敬称略)
菅久修一
- ・ 総務省
電気通信事業部長 桜井俊、事業政策課長 鈴木茂樹、
料金サービス課長 谷脇康彦、事業政策課市場評価企画官 今川拓郎、
料金サービス課課長補佐 飯村博之・横手哲二、
事業政策課課長補佐 富岡秀夫・西澤雅道

4 議事内容

- 開 会
- 議 事
- 閉 会

5 主な議論

(1) 電気通信事業者等によるプレゼンテーション

※イー・アクセス株式会社、株式会社ウィルコム、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、モバイル・コンテンツ・フォーラムから提出資料を基に、順にプレゼンテーションを行った。

※フリーディスカッションを行う前に、前回、議論となったNTTの活用業務制度について、事務局から資料に基づき説明があった。

(2) フリーディスカッション

※プレゼンテーションを行った上記5社並びに前回プレゼンテーションを行った日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ケイ・オプティコム及び株式会社ジュピターテレコムとのフリーディスカッションを行った。

○今回は、移動体・コンテンツ関係者からネットワーク保有者に対しての意見の場と位置づけることも出来るが、移動体についてはボトルネック性が無いという中で、情報のオープン化という点について、移動体通信事業者としてどのように考えるか。

→au について言えば、オープン化は行ってきたものとの自負はある。その条件は、固定通信とでは決定的に異なる。モバイルの成長性は上位レイヤの方が比較的高いため、ネットワーク部分はそれを妨げないようにするもの。公式サイトについては、キャリアの責任で料金徴収を行っているが、その際もオープンなかたちでガイドラインを作成している。現状で不十分であれば、ご相談の場を作って参りたいと考え

- る。
- オープン化を行っていく、というのは当然のこと。それをどう協力していくのか。相互にどのようなギャップがあるのか。競争上で具体例やお願い等があればお示しいただきたい。
 - 資料4-5p10で幾つか例を挙げている。識別情報については、一部の事業者のみ公開されている。既に個人情報ではないとの意識であり、公開すべき。ナビゲーションサービスについても、一部の事業者のみの公開となっている。
 - 抽象的な話ではなく、具体的なものをあげて欲しい。
 - 各社はどこをどうすべきか具体化して欲しい。可能であれば、文書として明示していただきたい。資料4-1p4では、「現状のアンバンドル機能では、有効な競争環境が整備されたとはいえず」とあるが、なぜか。資料4-5p10では、ユーザー識別情報に言及されているが、具体的な問題点を挙げていただきたい。資料4-5p8の含意は何か。
 - 資料4-5p8の詳細については、御要望があれば、別途提出したい。
 - 資料4-1p4は、FTTHのアンバンドルについてであるが、PONをまるごとではなく、シェアするなどによりオープン化して欲しいとのこと。前回のソフトバンクの提示した論点と同じ。
 - 資料4-1p7であるが、ダークファイバについて使われていないということであって、機能自体はオープン化している。
 - メタルでの制度と同じようにFTTHでも行って欲しいということ。ルールは納得しているが、結果として伸びていないのであれば、不十分ではないか。やはりコスト面につきる。
 - 8分岐単位については、3月に情報通信審議会で議論されており、NTTのNGNの接続ルールで継続して議論することとされている。資料4-5p8のⅡ種指定の適用条件については競争セーフガード制度で検証することとしている。そもそもⅡ種指定が適切かどうかについては、この作業部会で御議論いただきたい。
 - ボトルネックがあるのであれば、Ⅱ種特有の環境を踏まえ、議論すべき。コンテンツから見れば、不可欠設備となっていることを前提に議論していただきたい。
 - この場合は、新しい公正な競争ルールを構築していく場。それには、個別の事例が必要との認識。資料4-5で言えば、情報・機能の公開があげられている。モバイルの着信でボトルネックと感じられるものがあるのかどうか。FTTHの8分岐の問題では、競争事業者は一本一本で利用したいが出来ないと言っているが、NTTは現状では出来ない理由は何かあるのか。またNGNではどうなるのか。
 - FTTHの8分岐の問題については、サービス・設備が技術的には対応できていない。分岐して複数の事業者が共用するにしても、どのサービスを基準とするのかなどの問題がある。
 - 資料4-4であるが、結局どのようにして欲しいのか。具体的な点を上げて欲しい。NGNが進展する中で、NTTに対して接続ルールとしてどういうことを望むのか。
 - NGNはクローズドであるのに対し、インターネットはオープンであり、相互に矛盾している。IPv6もどのように使われるか分からないのが現状。よって、今は未だ何も言えない。

○資料4－3p5で、懸念される事情があれば、文書にしていきたい。

○活用業務の現状については、如何か。

→添付資料が非公表となっていると、その項目自体が非公表となっていることと同じにしか見えず、結局、何も分からない。

○非公表の資料については、非公表にするほどのものかという印象。会計の数値は難しいとも考えられるが、これらは、競争セーフガード制度で議論して頂きたい。

○非公表部分については、非公表とする理由が分からない。

→活用業務については、これまでも様々な場で議論を行ってきた。NTT競争促進の骨抜きとしかなっていない。きっちりとした対応を講じるべき。

(3) その他

○本日プレゼンテーションを行った電気通信事業者に対し、各構成員から集約の上追加で質問を行うこととし、別途回答を求めることとした。

6 その他

○次回の日程は、平成19年5月25日（金）の開催を予定しており、別途ホームページ上に掲載することとした。

以 上